# 2 地 方 税 制 の 動 き (令和4年度)

## (1) 地方税制改正のあらまし

令和4年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 固定資産税・都市計画税

土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(改正前:5%)とする。

#### イ 法人事業税

(ア) ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

ガス供給業について、製造・小売事業に係る課税方式を、以下のとおり見直す。

- ・ 導管部門の法的分離の対象となる法人等 収入割(10割)→収入割(6割)、付加価値割・資本割(4割)
- 上記以外の法人
  - 一般の事業と同様の課税方式とする。

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

(イ) 大法人に対する所得割の税率の見直し

外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の所得割について、所得区分に応じた標準税率を見直し、 一律1.0%とする。

	所得区分		
	800万円超	400万円超 800万円以下	400万円以下
改正前	1.0%	0.7%	0.4%
改正後	1.0%		

<sup>※</sup> 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

## ウ 個人住民税

住宅ローン減税について、以下の見直し等を行った上で、令和7年12月末までの入居分(改正前:令和3年12月末までの入居分)に延長する。

- ・ 控除率を0.7%(改正前:1%)に引下げ
- ・ 控除期間を原則13年間(改正前:原則10年間)に延長
- ・ 減税対象となるローン残高の限度額について、環境性能に応じて見直し

### 工 納税環境整備

地方税ポータルシステム (eLTAX) における地方税共通納税システムを通じた電子納付の対象税目を全税目(改正前:法人事業税等の一部の税目)に拡大する。

※ 令和5年4月1日以後の納付について適用

# (2) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

## ア 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等 に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、令和4年度においても継続する。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税等の減免措置を、令和6年3月31日まで2年延長する。

# イ 不動産取得税

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免措置を創設する(令和7年3月31日まで)。

## (3) 令和4年度東京都税制調査会報告の概要

令和4年10月27日、東京都税制調査会(以下「都税調」という。)は「令和4年度東京都税制調査会報告」を取りまとめ、知事へ提出した。

都税調は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に設置された知事の懇談会であ

る。

3年を1期とする都税調において、令和4年度は第8期の初年度にあたる。令和4年度は、地方税財源の拡充と 安定的な地方税体系を念頭に置きつつ、環境関連税制、税務行政のDX推進、個人所得課税及び国際課税をはじめ とする地方法人課税等、我が国が直面している税制上の諸課題について検討を行った。

以下、令和4年度の報告の概要を紹介する

#### ア 税制改革の視点

## (ア) 基本的視点

- a 少子高齢・人口減少社会
- (a) 我が国は、超高齢社会の真っただ中にあり、急速に高齢化が進む
- (b) 社会保障給付費が増加し、その財源として公費負担が行われるが、その多くは公債依存を通して将来 世代に負担を先送りしており、国・地方の財政状況や社会保障制度の持続可能性からみても問題
- (c) 若年期、壮中年期及び高齢期の全ての世代で安心できる「全世代型の社会保障」の構築が必要
- (d) 税と社会保険料を合わせた負担のあり方、世代間における負担の公平性等、税制全体のあるべき姿について、総合的に検討すべき

#### b 地方分権改革の推進

- (a) 地方自治体は、豊かな地域社会の実現に向け、重要な役割を果たしており、コロナ禍においても、住民サービスの最前線で奮闘してきた
- (b) 地域の課題に自主的に取り組めるように権限を拡大し、それに見合うかたちで財源を充実・確保する ことが必要であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない
- c 財政の持続可能性の確保
- (a) 財政再建は我が国にとって避けては通れない課題。行政サービスのための財源を安定的に確保する上で、給付と負担の適正化が不可欠
- (b) 国及び地方自治体は、納税者たる国民・住民に真摯に向き合い、社会保障関係経費等の増大に対応した国税及び地方税の充実・確保などを進め、その中で所得・資産の捕捉や課税ベースの適正化、滞納整理の推進等、国民の公平感を高める努力が必要
- d 地方税体系の在り方
- (a) 国と地方の税財源を役割分担に見合った形に見直し、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を 構築すべき
- (b) 所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税するとともに、所得課税・ 消費課税及び資産課税を適切に組み合わせ、均衡のとれた税体系とすることが重要
- e 所得格差に対応した税制

所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題であり、解決に向けて、社会保障、教育、 労働政策等の総合的な取組が必要。これらの給付に必要な歳出の確保と併せ、税制においても所得再分配 機能を適切に発揮することが求められる

- f 税制のグリーン化
- (a) 欧州を中心にグリーンリカバリーの流れが生まれ、世界中で脱炭素化に向けた動きが加速している
- (b) 国及び都は、温室効果ガス排出量の削減目標等を相次いで表明。2050年までのカーボンニュートラル に向けた様々な取組を推進している
- (c) 環境重視の社会を構築していくためには、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠
- (イ) 時代の変化に対応した視点
  - a 新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響
  - (a) コロナ禍により、都内をはじめ全国の宿泊業、飲食店、娯楽業等を中心に、企業業績に深刻な影響を 与えることになった
  - (b) デジタル技術の活用等により、これまでとは異なる新しい生活様式の普及が急速に進んだ
  - b 国際情勢等による影響

ウクライナ危機やロシアへの経済制裁の長期化は、都民生活等にも影響を与えている

## イ 税制改革の方向性

#### (ア) 環境関連税制

- a 脱炭素化に向けたカーボンプライシングの取組
- (a) 2050年のカーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーへのシフトや省エネ等を念頭に、

カーボンプライシングの取組を推進していく必要がある

- (b) カーボンプライシングを推進するにあたっては、炭素税と排出量取引のポリシーミックスにより、効果的に脱炭素化を進めていく必要がある
- b 地球温暖化対策のための税の在り方
- (a) 日本の温対税の税率水準は諸外国と比べて著しく低い。人々の行動・投資を脱炭素化に向けたオプションに転換させるため、税率引上げの早期実現に向けた取組を加速すべき
- (b) 税収は、脱炭素化や低所得者層への支援に取組んでいる地方自治体の役割に見合った財源の確保について検討すべき。また、地方自治体が創意工夫を凝らし、税収を活用できる使い勝手の良い仕組みとする必要がある
- c 脱炭素化に向けた自動車関連税の在り方
- (a) 自動車関連税の現状と課題
  - ・ 今後、電気自動車や燃料電池自動車等のシェアが高まっていくことが考えられるが、自動車税種別割の現行の税率は、排気量1,000cc以下の最低税率で課税されており、公平性等の観点から、課税の在り 方を検討する必要がある
  - ・ 自動車に係る行政需要は、自動車関連税収を大きく上回っており、今後も新たな行政需要の発生等により、自動車に係る行政需要と自動車関連税収との乖離が拡大していくことが予想される。今後、自動車の所有者等に対して適正な負担を求め、自動車関連税を充実・確保することが重要な課題となる
- (b) 自動車関連税の改革
  - ・ 車体課税について、CO₂排出量の要素(基準)を取り入れるなど、積極的に環境税制として位置付けていくことが極めて重要であり、速やかに導入を検討する必要がある
  - ・ 中長期的な方向性としては、例えば、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又はCO<sub>2</sub>排出量・重 量・走行距離の組合せとする方法を検討する必要がある
- d 住宅の脱炭素化促進のための税制
- (a) 他部門と比較し、エネルギー消費量の削減幅がなお小さい家庭部門の温室効果ガス排出量を削減する ためには、住宅の脱炭素化に向けた施策の推進が重要
- (b) 現在、住宅に係る税の軽減措置には、環境性能に関わらず適用されているものがあるが、住宅に係る 税制全般について、軽減措置の対象を環境性能の高い住宅に重点化し、その普及を促進していく必要が ある

# (イ) 税制行政のDX

- a 納税者の利便性を向上するために、ワンスオンリーを実現していくことが重要であり、法令等の見直しを 通じて、バックオフィス連携を推進していかなければならない
- b 税務情報の連携のため、様式・帳票の項目(連携データ)等の標準化を行うなど、具体的な取組を進めて いく必要がある

#### (ウ) 個人所得課税

- a 個人住民税の現年課税化
- (a) 前年の所得に対して課税する個人住民税は、所得税と異なり課税・納税のタイムラグが生じるため、 前年に比べて収入が減った場合、納税者にとって負担感が大きいなどの指摘がある
- (b) 納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、個人住民税を現年課税化することが望ま しいため、制度そのものの在り方や、デジタル技術の活用等について検討を進めていくべき
- b 「ふるさと納税」
- (a) 「ふるさと納税」は、高所得者ほど多くの返礼品を受け取ることができ、事実上の節税対策ともされており、垂直的公平の観点で大きな問題がある
- (b) 居住地の地方自治体に納めるべき個人住民税を居住地以外の地域に移転させるこの制度は、受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき
- c 個人事業税の見直し
- (a) ビジネスや働き方の多様化が進むことにより、個人事業税の法定対象事業について法と実態との乖離が拡大し、事業税の対象である「事業性」の認定が更に複雑困難化する懸念がある
- (b) 法定対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即して見直しを行い、「事業性」の認定の仕組 みを納税者に分かりやすく簡素化すべき

#### (工) 地方法人課税

- a 地方法人課税の意義
- (a) 法人事業税と法人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税

# 8 I 概 観

- (b) 地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要
- (c) 法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる b 法人事業税の外形標準課税
- (a) 景気変動の影響を受けやすく税収が不安定な所得割と比べ、付加価値割等の外形標準課税は税収の安 定化に寄与
- (b) 外形標準課税の適用基準については、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、法人の規模、活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせること等を検討すべき
- (c) 分社化への対応として、大法人の子法人を外形標準課税の適用対象にすることも考えられる

## c 国際課税

- (a) 2021年のOECD案の国際合意後、実施に向けた手続きが進められている
- (b) 国際課税ルールの見直しに伴う日本国内での税収の帰属の在り方については、社会インフラの整備を 進めてまちづくりを担う地方自治体に税収を帰属させる意義がある
- (c) 見直しに伴う税収は、国だけではなく、全ての地方自治体に帰属させ、その税財源の拡充に貢献すべき
- d Web3.0等に関する法人課税

デジタル技術を駆使した企業活動から生まれる所得に適切に課税を行う一方で、Web3.0等の最新技術を 駆使してビジネスを展開するスタートアップが我が国で活動しやすい環境を整備することも課題

- e 地方法人課税の偏在是正措置
- (a) 国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するもの。また、法人が受けた行政サービスに応じて地方自治体が課税・徴収する地方税を縮小し、それを財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する
- (b) こうした地方法人課税等における手法は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を 脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を行うべきではない